

理解しておくべき法制度上の留意点

一税・会計・監査・労働法制度

プライスウォーターハウスクーパース メキシコ
メキシコシティ事務所 江島和弘

昨今、メキシコは日系企業の進出、特に自動車業界で注目を浴びている。一方で、メキシコの法律や会計基準などはスペイン語であるため、非常に理解が難しい。また、特に実務上は税務・労務関連で明確な規定がない場合があり、グレーゾーンも多いため、経営者は非常に難しい判断が必要とされる。今回はこのような状況の下、メキシコで事業を遂行していくにあたり、最低限理解しておいていただきたいポイントに絞って、メキシコの税・会計・監査・労働法制度について解説する。

暦年決算、付加価値税は月次申告

税務制度

メキシコの税金は、連邦税法(CFF)に定めら

れた連邦税と、州政府や地方自治体が定めた地方税(州税、市町村税)に大別される。税務上の決算書はペソ建て、スペイン語での作成が要請されている。また、メキシコの税制は頻繁に改正されるため、適宜アップデートが必要である。特に2014年には近年で最も大幅な改正が行われた。

メキシコにおける主な税金は表1の通りである。

IFRSに準拠、差異限定的

会計と監査制度

メキシコ会計基準をNIFと表記する。NIFのAシリーズは一般的な概念、Bシリーズは財務諸表全体に関する原則、Cシリーズは財務諸表の特定項目に適用される原則、Dシリーズは損益の決定の問題

表1 主要な税金一覧

分類	税種類	税率・備考
連邦税	所得税(ISR) ●法人所得税 ●個人所得税	●暦年決算(12月決算)。 (法人) 税率:30%、確定申告期限:3月31日。 (個人) 累進税率:1.92%~35%、確定申告期限4月30日。 なお、メキシコ居住者はその全世界所得がメキシコにおける課税の対象となり、メキシコ非居住者はメキシコ源泉所得のみが課税対象となる。
	付加価値税(IVA)	●16%(日本の消費税に相当)。ただし、食品、医薬品等の生活必需品、土地、輸出取引等の一部の品目は税率0%もしくは非課税。 ●月次確定申告・納付(期限:翌月17日)、キャッシュフローベース。
	生産、サービス特別税(IEPS)	課税品目ごとに異なる。酒類、タバコ、清涼飲料水等特定の財の販売や関連するサービスを行う法人・自然人に対して課される間接税(特別消費税)。
	輸入関税(IGI)	関税分類ごとに異なる。CIF価額をベースに関税分類(HSコード、メキシコの場合HS8桁)ごとに定められた税率が課税。
	新車税(ISAN)	販売価格に応じて異なる。 定員15人までの乗用車および貨物積載量4250キログラム以下のトラックの新車販売に際して課税される消費税。税率は自動車本体価格により異なる(付属装備代を含む。値引き、リベート代は含まない)。
地方税	給与税	2~3%程度(州によって異なる)。従業員に支払う給与等の総額に一定の税率を掛けて算出される税で雇用主が負担する。
	不動産所有税	土地および建物の評価額に対して課税される。州・地方自治体によって税率が異なる。
	不動産取得税	2%前後が目安。売買、贈与、相続等の取得形態に関わらず不動産を取得した者に課せられる税金。
	宿泊税	ホテルなどの宿泊にかかる州税。多くの州が宿泊料金に2%を課税。

(注) その他、海外の関連企業との取引があり、前年度の売上が1300万円超(9000万円超)またはプロフェッショナルサービス収入300万円超(2000万円超)の場合には、移転価格文書を文書化し、保存しておく必要がある(ISR法)。